岡山市北区中央福祉事務所窓口受付システム及び

広告付行政情報案内モニター設置事業協定書

岡山市(以下、「甲」という。)と　　　　　 (以下、「乙」という。)とは、窓口受付システム及び広告付行政情報案内モニター等からなる広告付行政情報案内システム(以下「システム」という。)を甲の施設である保健福祉会館庁舎内の一部に設置し、そのシステムに民間企業等の広告を掲出するとともに甲が提供する素材による行政広報映像を掲出する事業に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条　甲は、保健福祉会館庁舎内の一部をシステムの設置場所として提供し、乙にシステムを設置(以下「システム設置」という。)させるものとし、乙はシステムの設置に対して

甲に広告料を含む行政財産目的外使用料(以下「使用料」という。)を支払うものとする。

2　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

(設置場所及び仕様)

第2条　システムの設置場所及び仕様については、仕様書により乙が甲に提出した企画提案書等に基づき、甲乙で協議して決定した事業計画書のとおりとする。

2　乙は、この協定書のほか、岡山市財産条例、岡山市公有財産取扱規則、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準及び募集要項に定めるところに従い、本協定によるシステムの設置を行わなければならない。

(事業計画の策定及び協議)

第3条　乙は、募集要項に定めるところにより乙が甲に提出した企画提案書等の応募書類

等に基づき、システムの設置場所及び仕様、施工管理方法、実施体制、スケジュール等、

事業実施に関する事項を記載した事業計画書を甲に提出して、その承認を得なければならない。

2　乙は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に甲と協議し、その承認を得るものとする。

(使用の許可及び使用料等)

第4条　乙は、システムを設置するときは、地方自治法第238条の4第7項に基づき、甲から

岡山市公有財産取扱規則(昭和39年市規則第21号)及び関連規定に基づく使用許可(以下「使用許可」という。)をその設置期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守しなければならない。

2　前項に定める使用許可に係る期間は、当初は令和５年４月１日から令和６年３月３１日までとし、その後は令和９年３月３１日までの間、乙は年度ごとに使用許可の更新を受けるものとする。

3　乙は、第1項に定める使用許可を受けるにあたり、所定の使用料を納入するものとする。なお、使用料は月額金　　　　　円とし、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに各年度分を一括で甲に納入するものとする。また協定期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、これを反映した変更協定を締結するものとする。

4　第2項に定める使用許可の更新について、毎年3月末日までに使用許可の更新申請をしなければならない。ただし、当初の使用許可については、令和６年３月末日までに申請をしなければならない。

5　第2項に定める使用許可の更新について、公用又は公共期の必要が生じた等、乙の責めに帰さない理由により、甲が更新の許可をしなかった場合は、更新前の使用許可期間の末日をもってこの協定は解除されたものとみなす。また、使用許可が更新されなかったことによる損害等が乙に発生したとしても、甲はその損害を賠償する責めを負わない。

(協定期間)

第5条　この協定の有効期間は前条第2項に定める使用許可の許可期間と同一とし、同許可が取り消されたときは、本協定は効力を失うものとする。

(電気使用料)

第6条　乙は、広告付行政情報案内モニターに係る電気料金を、甲の指定する納入期限までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第7条　乙は本協定から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、

若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面

による承諾を得た場合はこの限りではない。

(甲の解除権)

第8条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に通告し、この協定を解除できる。

(1)　第4条第1項に定める使用許可を乙が得られないとき、又は取り消されたとき(第4条第5項に該当する場合を除く。)。

(2)　法令違反又は正当な理由なく、この協定に違反したとき。

(3)　本協定の内容の履行に関し、乙又はその代理人、若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(4)　乙又はその代理人、若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

(5)　乙による破産手続開始の申立て、更正手続開始の申立て、又は乙に対する租税滞納処分がある等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

(6)　乙がこの協定の解除を申し出たときで、甲が協定の解除が相当であると認めると

き。

2　甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの協定を解除する必要があるときは、乙との協議によりこの協定を解除することができる。

(乙の解除権)

第9条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、解約する日の２箇月前までに書面により甲に催告した上、この協定を解除することができる。

(1)　正当な理由なくこの協定に違反したとき。

(2)　この協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(システム設置及び撤去)

第10条　乙は、甲の指示に基づき、甲の業務、維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないよう配慮して、システム設置及びシステムを撤去(以下「システム撤去」という。)しなければならない。

2　乙は、システムの落下及び破損等により、保健福祉会館利用者等に危険を生じさせないよう配慮しなければならない。

3　甲は、乙に対して、前2項に定めるシステム設置及びシステム撤去に関する助言、指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は乙の負担とする。

4　システム設置及びシステム撤去によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を講じるものとする。

5　システム設置及びシステム撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(システムの維持管理)

第11条　設置中のシステムは、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととする。

2　前項に要する費用は乙の負担とする。

3　乙は、システムが殿損、汚損もしくは紛失等した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の適切な措置を講じるものとする。

4　甲は、システムの殿損等を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第12条　乙は、システムにより広告映像等を放映する広告主の選定及び広告映像等の内容(以下「広告デザイン等」という。)について、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準並びに関係法規(以下、「岡山市広告掲載要綱等」という。)を遵守するとともに、事前に甲の審査を受けその承認を得たものでなければ掲出できない。

2　乙は、前項に定める審査を受けるため、広告デザイン等のデータ等必要な資料を甲の

指定する日までに、甲に提出するものとする。

3　乙は、第1項に定める審査において、甲から広告デザイン等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

4　甲及び乙は、広告主及び広告デザイン等について、保健福祉会館の公共性、美観及び保健福祉会館等利用者への影響に配慮しなければならない。

5　本条に定める資料の提出等にかかる費用は、乙が負担する。

(広告デザイン等の修正・変更)

第13条　甲は、広告デザイン等が、岡山市広告掲載要綱等に違反しているとき及び北区中央福祉事務所で掲出する広告デザイン等としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告デザイン等の修正等を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

2　前項の修正等にかかる費用は、乙が負担する。

3　乙は、自己の都合により広告デザイン等を変更するときは、事前に前条に定める審査を受け、その承認を得るものとする。

(広告デザイン等についての責任)

第14条　乙は、広告デザイン等について、次の各号に定める事項を遵守する。

1. 広告デザイン等に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を

負わないものとすること。

1. 広告デザイン等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告デザイン等に関

する財産権のすべてにつき、合理的な権利処理が完了していることにっいて乙が保証すること。

1. 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合

は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとすること。

(行政広報映像等の制作及び掲出)

第15条　乙が本協定に基づいて設置したシステムで掲出する行政広報映像等は、甲の提供

する行政広報映像等の情報をもとに、乙が甲の委託を受けて作成(データ変換等を含む。)するものとする。

2　甲は、乙に提供する行政広報映像等の情報の内容が第三者の権利を侵害するものでは

ないこと及び行政広報映像等の情報の内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。

3　甲は、乙がシステムで掲出するために甲の委託を受けて作成した甲の行政広報映像等

を、乙のシステム以外で掲出してはならない。ただし、あらかじめ乙の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(広告販売業務の委託)

第16条　乙は、甲に対し事前に通知した上で、広告主の募集及び広告契約の締結等の広告販売業務の全部又は一部を第三者の販売代理店に委託をすることができる。この場合、乙は当該販売代理店に対し、本協定に定める条項のほか、乙が本協定を履行する上で遵守すべき条項を遵守させなければならない。

(システムの一時撤去または広告の一時削除)

第17条　甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙にシステムの一時撤去または広告の一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

1. 乙が、第4条第1項に定める使用許可の許可条件、この協定書に定める事項並びにその

他法令等に違反したとき。

(2)　広告主又は広告デザイン等が岡山市広告掲載要綱等及び募集要項に違反したとき。

(3)　第10条第3項に定める甲の助言及び指導に乙が従わないとき又は第13条第1項の規定による広告デザイン等の修正を乙が行わないとき。

(4)　広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ

合理的な理由があると甲が判断したとき。

2　前項に定める一時撤去または一一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告掲出を再開することができる。

3　第1項に定める一時撤去または一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。

4　第1項に定める指示があったにも関わらず、一時撤去または一時削除に必要な相当期間内に乙がこれを行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告を自ら一時撤去または一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。乙の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害の賠償を行わない。

5　本条に基づき一時撤去または一時削除が行われた場合、当該期間中の使用料は、乙に

還付しない。

(システムの引渡し)

第18条　第5条の規定により本協定の効力が失われたとき、又は第8条第1項に基づく解除権を甲が行使したときで、かつ甲が協定期間終了後も設置が必要と認めるシステムについて甲への引渡しを求めたときは、その引渡し条件について甲乙協議するものとする。

2　前項の引渡し条件等は無償譲渡を前提とするが、有償譲渡の場合はシステムの市場価

格や減価償却等を加味して試算し、甲乙協議のうえ決定する。

(原状回復義務)

第19条　協定期間が満了した場合又はこの協定が解除された場合は、乙は自己の費用を持ってシステム撤去し、原状に回復して、システム設置場所を甲に返還しなければならない。ただし、甲と乙との協議により、原状回復する必要がないとされた部分についてはこの限りではない。

2　乙は、前項の規定によりシステム設置場所を返還するときは、原状に回復した後、直

ちに甲の検査を受け、甲の承認を受けなければならない。

3　第1項の規定により、乙がシステム設置場所を返還する必要があるにもかかわらず、乙が当該設置場所を返還しない場合は、この協定終了の翌日から当該設置場所の明渡し完了までの間、乙は甲に対して当該期間に係る使用料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第20条　乙は、第8条第1項、第10条第3項、第12条第3項、第13条第1項、第17条第1項及び前条第1項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

2　甲は、この協定の履行に関して甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、

その損害を賠償しなければならない。ただし、間接損害及び二次損害については、この限りでない。

3　乙は、この協定の履行に関して乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、

その損害を賠償しなければならない。ただし、間接損害及び二次的損害については、この限りでない。

4　甲乙間の協議が整わない場合で、どちらかが調停の申立てを行った場合は、相手方は、これに応じなければならない。

(著作権等の管理)

第21条　乙はシステムの設置に際して、著作権等(著作権、デザイン権、商標権又はノウハウ、その他一切の権利を含む、甲の所有であると否とは問わない。)を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2　甲が、システムの写真や画像データ等を、事業の紹介等の行政目的のために甲が作成

若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合、乙はその掲載を認めるとともに、広告主からの許諾も得るよう努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合においてはこの限りではない。

(秘密の保持)

第22条　乙は、業務の実施に関して知りえた事実について、その秘密を守らなければな

らない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協定の費用)

第23条　この協定の締結に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解釈等)

第24条　この協定の定めに疑義が生じたとき、またこの協定に定めのない事項については、岡山市財産条例、岡山市公有財産取扱規則、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第25条　甲乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、岡山地方裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第26条　同施設内でデジタルサイネージを活用した別の広告事業を実施する場合、甲は乙の承諾を得なければならない。

2　甲は、庁舎内のレイアウト変更などが生じる場合、乙と協議決定後に変更を行うこととする。

この協定を証するため本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長　大　森　　雅　夫

乙